

## 公益社団法人 福島県診療放射線技師会 災害支援規程

令和2年5月30日制定

### (目的)

第1条 この規程は、日本国内において自然災害並びに放射線関連災害（原子力災害を含む）が発生した際、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下、県技師会という）が実施すべき支援内容について定める。

2 前項の災害に県技師会会員が被災した場合の支援内容についても定める。

### (支援を行う条件)

第2条 災害が発生した都道府県並びに都道府県診療放射線技師会等により、各号に定めるいずれかの支援要請を受けた場合、県技師会は理事会の決定により必要な支援を行うことができる。

- (1) 災害支援に係る金銭的支援の依頼があった場合
- (2) 自然災害や放射線関連災害が発生した場合
- (3) その他、公益社団法人の立場から災害支援が必要と判断された場合

### (支援内容)

第3条 前条の条件を満たす場合、各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 金銭的支援：支援金及び義援金等
- (2) 人的支援：放射線サーベイヤ等への派遣
- (3) その他、理事会において必要と認めた支援

### (金銭的支援)

第4条 金銭的支援については、第2条に対して理事会で決議して支援を行うこととする。

- (1) 会長や理事が支援について提案して理事会で承認を得る。
- (2) 災害の性質上、予算計上が出来ないため、当該年度予算内において、支障がない範囲で支援する。
- (3) 支援金の上限は10万円とする。

### (人的支援)

第5条 県外へサーベイチーム等を派遣する場合、福島県や公益社団法人日本診療放射線技師会の支援状況を鑑みて理事会で決定する。

- 2 理事会の決定後、速やかにサーベイチーム等を編成し派遣する。
- 3 サーベイチーム等の旅費及び宿泊費については、理事会決定とする。
- 4 旅行保険のような簡易的保険を、派遣者にかけて補償する。

### 附則

1. この規程は、令和2年5月30日より施行する。
2. この規程は、理事会の承認を得なければ変更できない。